

なはし創業・就職サポートセンター運営業務に係る 公募型プロポーザル募集要領

本公募は、本市の令和 7 年度那覇市一般会計当初予算の成立および沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備行為であり、予算成立決定後および国の交付決定後に効力を生じるものです。市議会において予算案が否決された場合、又は本事業に係る国の交付決定がなされなかった場合もしくは交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しない又は契約額を変更することがありますので、予めご了承ください。

なはし創業・就職サポートセンター運営業務に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

1 業務概要

(1) 件名 なはし創業・就職サポートセンター運営業務

(2) 業務の目的

本業務は、ビジネスアイデアやプランを持つ市民への効率的かつ効果的な創業支援や、若年者から高齢者までのニーズに合った就職支援を行うことにより、民間活力を高め、産業の新陳代謝を進めるとともに、雇用のミスマッチや企業の人手不足等の改善を進めることで、本市の持つ成長可能性を着実な経済発展につなげ、市民所得の向上を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙 1「業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで

2 見積上限額 10,393,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

※この金額は契約予定額ではなく、提案の上限額を示す。

※採用された企画提案に基づき業務内容を調整のうえ、再度見積もりを求める。

3 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

(1) プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び 2 項の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続き又は再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ③ 那覇市の指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- ④ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑤ 租税を完納していること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条、及び那覇市暴力団排除条例（平成 24 年条例 1 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。

- ⑦ 事業内容や業務実績等から本事業の履行に支障がなく、業務を遂行するにふさわしい技量を備えていること。
 - ⑧ 那覇市内に本社、もしくは支店又は営業所があること。
 - ⑨ 過去3年間に、創業支援および就職支援に関する業務の受託実績を有すること。
- (2) 本業務を提案するにあたり、業務遂行の円滑かつ安定性、安全性を確保するため、提案事業者の他に協力できる事業者と連携を行うことができる。
- なお、協力連携事業者は、「4 参加資格要件(1)」の①～⑨までの要件を全て満たすこと。

5 スケジュール

公募期間	令和7年2月14日(金)～3月14日(金)
質問受付期間	令和7年2月14日(金)～2月28日(金) 正午
質問回答	令和7年3月5日(水)
企画提案書提出期限	令和7年3月14日(金) 17時必着
提案審査実施(プレゼンテーション)	令和7年3月18日(火) ※詳細は提出後に通知。
審査結果通知日	令和7年4月上旬
契約締結日	令和7年4月上旬
業務開始日	令和7年4月上旬

※質問回答日・審査結果通知日・契約締結日は変更する場合があります。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書兼提案提出書及び誓約書(様式1)
- ② 提案書(様式2)
- ③ 見積明細書(様式3)
- ④ 会社概要(様式4)
- ⑤ 業務実績調書(様式5)
- ⑥ 定款または寄付行為
- ⑦ 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- ⑧ 直近の市町村税の完納(滞納が無いことの)を証明する書類
- ⑨ 協力連携事業者届出書(様式6)

※1 複数事業者との協力連携による応募の場合のみ提出。

※2 協力連携事予定事業者においては、④⑤⑥⑦⑧のみ提出。

(2) 形式

- ① 提案書は表紙、各種様式を除いて15頁以内とする。
- ② 各書類は1部単位でA4フラットファイルに編綴し、書類毎にタブを貼付すること。
ファイル表面には、事業社名・タイトル等の記載・貼り付けは行わないこと。
- ③ 正本1部、副本1部の計2部と、正本のPDFデータ(CD、DVD-ROM等。USB不可。)を提出すること。なお、副本は正本のコピーで構わない。
- ④ カタログ等がある場合は、企画提案書とは別にバインダー等に綴じ、1部を提出すること。
提案内容を説明する重要事項は、企画提案書にその旨記述すること。

(3) 提出期限・方法及び場所

- ・提出期限：令和7年3月14日(金) 17時必着

- ・提出場所：那覇市経済観光部商工農水課産業政策グループ
- ・提出方法：直接商工農水課窓口へ持参または書留郵送（3月14日必着）
 ※窓口持参の場合は、平日8時半～12時・13時～17時の間とする。
 ※台風等で提出期限日が閉庁となった場合は、次の開庁日まで提出期限を延長する。
 ※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。
 ※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

7 質疑応答等

質問がある場合は、次のとおり質問書（様式7）に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。件名を「創業・就職サポートセンター運営事業プロポーザルについて（送信者名）」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

- ・質問期限：令和7年2月28日（金）正午
- ・宛先：K-SYOU001@city.naha.lg.jp
 ※@の前の「K-SYOU」は英字、「001」は数字。
- ・回答方法：令和7年3月5日（水）頃、本市ホームページに掲載する。
 ※ 電子メールを送信した場合は、問い合わせ先（098-951-3212）へ電話し、メールの到着を確認すること。

8 提案審査に関する事項

(1) 審査方法

審査は、書類審査及びプレゼンテーションにより選定するものとし、提案審査評価は、経済観光部所管事業審査委員会（以下、「委員会」という。）が行う。その審査の項目は次の表のとおりとする。応募者が多い場合は事前に一次書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象を絞る場合がある。プレゼンテーション審査の開始時間等については、応募者に別途通知する。企画提案・価格点の計100点満点とする。

No	評価項目
1	創業支援に関する現状認識及び事業実施の考え方
2	就職支援に関する現状認識及び事業実施の考え方
3	本事業実施の運営体制及びスタッフについて
4	創業・就職支援セミナーの実施内容
5	他支援機関との協力・連携について
6	広報業務について
7	仕様書記載内容以外で実施する効果的な提案について
8	総合評価
9	提案金額の価格点

(2) プレゼンテーション日時及び場所（予定）

日時：令和7年3月18日（火） ※時間は別途通知

場所：那覇市役所 本庁

(3) プレゼンテーション実施内容

提案説明：15分以内

質疑応答：15分程度

(4) 評価の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価の対象外とする。

(5) 評価結果の通知

委員会の選定結果を受け、優先交渉者及び次点交渉者を選定後、全提案事業者あてに通知する。

(6) その他

①プレゼンテーションの順番については、企画提案書を受け付けた順とする。

②プレゼンテーションは、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容の変更及び資料の追加は認めない。

③プロジェクター、スクリーンを用いる場合は事務局で用意するが、P C等その他プレゼンテーションに必要な物は提案者にて持参すること。

④那覇市役所本庁舎駐車場を利用する際は、提案者にて料金を負担すること。

9 候補者決定方法

候補者決定までの流れは次のとおりとする。

(1) 企画提案書等の受理。

(2) 書類審査及びプレゼンテーションを実施し、参加資格を有する者の中から最も評価の高い者を優先交渉権者に選定する。

(3) 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結する。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に移るものとする。

10 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 募集要領に定める事項に違反した場合

(3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

(4) 募集要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

(5) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

11 審査結果の通知・公表

優先交渉権者の選定後、速やかにすべての提案者へ審査結果を通知し、優先交渉権者名及び次点者名を本市ホームページにて公表する。

12 契約締結に向けての協議

(1) 優先交渉権者選定後、企画提案書等の内容を協議のうえ、審査結果に影響を与えない必要な範囲内において追加、変更及び削除する場合がある。

(2) 協議が成立した場合は、契約の締結に向けて手続きを進めるものとする。

13 業務内容の変更等について

契約締結後の事情の変化等により契約内容を協議のうえ変更できるものとする。

14 契約解除について

事業の適正を期するため、受託者に対して業務に係る内容又は経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができるものとする。指示に従わない場合やその他受託者による業務の継続が適当でないと認められる場合には、契約を解除し、または期間を定めて業務の全部又は一部を停止することができるものとする。

15 その他

- (1) 企画提案は1者1提案とする。
- (2) 協力連携事業者は企画提案者となることはできない。
- (3) 企画提案書の提出期限を過ぎてから優先交渉者を選定するまでの間企画提案書の追加、変更及び削除は原則認めないものとする。
- (4) 説明会は実施しないため、募集要領・業務仕様書を熟読し、不明な点は期限までに質問書（様式7）を送付して確認すること。
- (5) 企画提案等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返還せず、市の所有物とする。

16 問い合わせ先

〒900－8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 本庁舎6階
那覇市経済観光部商工農水課産業政策グループ
電話：098－951－3212(内2271) F A X：098－951－3213
e-mail：K-SYOU001@city.naha.lg.jp

※ @の前の「K-SYOU」は英字、「001」は数字。